

平成29年 第1回

教育委員会定例会会議録

とき 平成29年1月10日

品川区教育委員会

平成29年第1回教育委員会定例会

日 時 平成29年1月10日(火) 開会：午後2時00分
閉会：午後3時53分

場 所 教育委員室

出席委員 委員 長 菅谷 正美
委員 富尾 則子
委員 海沼 マリ子
教 育 長 中島 豊

出席理事者 教 育 次 長 本城 善之
庶 務 課 長 品川 義輝
学校計画担当課長 篠田 英夫
学 務 課 長 有馬 勝
指 導 課 長 熊谷 恵子
教育総合支援センター長 村尾 勝利
品川図書館長 木村 浩一
統括指導主事 山本 修史

事務局職員 庶 務 係 長 小林 則雄
書 記 和田 祐磨
書 記 高下 聖矢

傍聴人数 2名

そ の 他 品川区教育委員会会議規則第16条の規定に基づき、会議の一部を非公開とした。

次第

- 第1号議案 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について
- 第2号議案 学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について
- 第3号議案 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について
- 第4号議案 学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について
- 第5号議案 都費教職員の任免等に関する内申について（勸奨退職）
- 第6号議案 都費教職員の任免等に関する内申について（普通退職）
- 協議事項 教育委員会事務事業の点検および評価について
- 報告事項1 平成29年度新入学の学校選択希望理由調査結果について
- 報告事項2 品川区公立学校教員の処分に関する内申について
- 報告事項3 都費教職員の任免等に関する内申について（休職）
- 報告事項4 平成29年度品川区立学校における土曜日の授業の実施について
- その他 平成29年2月の行事予定について

平成29年第1回教育委員会定例会

平成29年1月10日

【菅谷委員長】 ただいまから、平成29年第1回教育委員会定例会を開会します。署名委員に冨尾委員、海沼委員を指名します。よろしくお願いいたします。

本日は傍聴の方がおられますので、お知らせします。

鈴木委員のほうは、体調不良ということで聞いていますので、よろしくお願いいたします。

まず、会議の持ち方ですが、日程第1、第5号議案及び第6号議案、都費教職員の任免等に関する内申について（勸奨退職）（普通退職）、日程第3、報告事項2、品川区公立学校教員の処分に関する内申について、日程第3、報告事項3、都費教職員の任免等に関する内申について（休職）の会議の持ち方について、お諮りします。本件は人事に関する案件ですので、品川区教育委員会会議規則第16号の規定に基づき、非公開の会議としますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

【菅谷委員長】 異議なしと認め、本件については全ての日程の終了後に審議します。

それでは、本日の議題に入ります。日程第1、第1号議案、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について、及び第2号議案、学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の立案について、以上、一括して説明をお願いします。

【指導課長】 それでは、資料1から2と書かれたものをごらんください。幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明します。

両案については、特別区人事委員会勧告に基づき、平成28年12月に特別給の年間支給月数を0.1月分引き上げる改正を行ったところですが、今年度の対応としまして、12月期に引き上げ分0.1月を一括支給したところですが、来年度は、6月期、12月期に当該引き上げ分を案分しまして、いわゆる0.05月分にしまして支給することとするよう、規定を整備するものです。また、学校教育職員につきましては、新たに管理職に対する期末手当および勤勉手当の支給月数を規定するものであります。なお、特別給全体の支給月数については、変更はございません。

両条例は、平成29年4月1日より施行することとします。

以上です。

【菅谷委員長】 質疑はございませんか。

指導課長、案分については、いわゆる平常に戻るといふふうにご考慮よろしいでしょうか。

【指導課長】 そのとおりです。

【菅谷委員長】 よろしゅうございますか。

それでは、第1号議案及び第2号議案について採決しますが、ご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【菅谷委員長】 それでは、採決します。本案は原案どおり可決することにご異議あり

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

【菅谷委員長】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することと決定します。

次に、日程第1、第3号議案、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について、及び第4号議案、学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について、一括して説明をお願いします。

【指導課長】 それでは、資料3から4と書かれたペーパーをごらんください。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、及び学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明します。

両案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正が行われたことを踏まえ、所要の改正を行うものです。

改正の内容としましては、第1に育児休業等にかかわる子の範囲が拡大されたことに伴い、育児を行う職員の深夜勤務の制限等にかかる子の範囲を拡大します。具体的に申しますと、従来は職員と法律上の親子関係にある子、いわゆる実子、養子のみが対象でありましたけれども、今回の改正により、特別養子縁組の監護期間中の子や、養子縁組里親に委託されている子といった、法律上の親子関係に準ずる子まで対象範囲を拡大します。

第2に、超過勤務の免除の申請について、請求権者の範囲を拡大します。現行規定では、3歳に満たない子の育児を行う職員が対象ですが、新たに要介護者の介護を行う職員についても、超過勤務の免除の規定を設けます。

第3に、介護時間の新設についてです。要介護家族の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき、勤務しないことを承認する休暇です。

両条例については、平成29年4月1日より施行することとします。

以上です。

【富尾委員】 準ずる子ですとか、要介護者ですとか、そういった方々に該当するかどうかということについては、どういった方が判断して、それを請求することができるのでしょうか。

【指導課長】 まず、特別養子縁組の看護期間中の子というのが準ずる関係というようになっているわけですが、特別養子縁組を行う前に6カ月以上の監護期間が必要となっていますけれども、実際に法律上はまだ縁組みしていないけれども、その監護している期間も準ずるということで認める。また、養子縁組を前提とした里親ということで、先ほど特別養子縁組の監護期間中にまで至る前ですけれども、その子どもたちも含めるということになっています。

もう一つ、要介護者ですけれども、介護休暇、これまでも配偶者、父母、子、配偶者の父母、その他規則で定める者というように認められてきたわけですが、超過勤務についても同様ということで、配偶者、父母、子、配偶者の父母、そのほか規則で、この「規則で」に当たるものですが、これが祖父母、兄弟姉妹、さらに次からは同居している者になるのですが、孫、父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子、これも含めて超過勤務の制限を行う対象ということになります。

ただし、これが通るかどうかは、実際に書類を提出していただいて、審査の上、認められるか、または否かということが決まる予定です。

以上です。

【菅谷委員長】 よろしゅうございますか。

【富尾委員】 ありがとうございます。

【教育長】 それは、要介護の等級に応じてやはり変わってくるものですか。

【指導課長】 その辺についてはこれからということになるそうですけれども、実際、どの程度で認められるかは、これが決定後、具体的な、例えば時間ですとか、それから今の介護認定がどのくらいかということについても、詳細は決まってくると聞いています。

以上です。

【菅谷委員長】 1点、今のところと同じなのですが、新のほうの第11条の2ですか、11条の2の中の3のところ、一番最後の部分に、人事委員会の承認を経て規則で定めると。ということは、これから規則を定めていくということですか。

【指導課長】 そのとおりです。ここでこれから実際に立案請求をして文教委員会で決定後、具体的な内容については、また教育委員会で検討して、ご相談していきたいと思っていますので、承認方、よろしくをお願いします。

【菅谷委員長】 わかりました。

ほかに質疑はございませんか。よろしゅうございますか。

それでは、第3号議案及び第4号議案について採決しますが、ご異議はございませんか。

それでは、採決します。本件は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【菅谷委員長】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することと決定します。

次に、日程第2、協議事項、教育委員会事務事業の点検及び評価について、説明をお願いします。

【庶務課長】 それでは、私から教育委員会の事務事業の点検及び評価についてご説明します。こちら、改めて点検・評価の制度趣旨とこれまでの経過についてご説明をします。

制度の趣旨については、平成20年4月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されました。都道府県及び区市町村、全ての教育委員会は、毎年、委員会の権限に属する事務の管理・執行状況について、点検・評価を行うこととなっています。それから、法律上、任意ではございますが、教育に関し学識経験を有するものの知見の活用を図っています。その結果を報告書にまとめ議会に提出するとともに、区民に公表をしています。

次に、これまでの点検及び評価として、今年度、点検・評価は9回目となっています。学識経験者の意見聴取は8回目となっています。

今年度の動きですが、これまでの点検・評価として、6月29日、9月20日、また11月8日の平成28年度予算編成報告を含めると計3回、教育委員会においてご審議いただいているところです。

本日は、評価報告書を作成するに当たり、教育委員の皆様から改めて教育事務事業におけるご意見や感想を伺いたいと考えています。また、学識経験者のご意見としまして、筑波大学の窪田教授よりご意見をいただいておりますので、その審議も行っていきたいと考え

ています。

なお、今後のスケジュールですけれども、次回の教育委員会において、本日、教育委員の皆様からいただきましたご意見をまとめて、評価報告書を議案として提示をします。また、ご審議の上、ご承認をいただきたいと思いますと考えています。その後、2月下旬に文教委員会、及び3月上旬にはホームページを通じて区民の皆様にご公表するという流れで考えています。

本日、お配りしている資料についてですが、7-1の資料としては、事務事業の概要や評価結果を記載した一覧となっています。これは以前の教育委員会の中でもご説明をしたものとなっています。

また、7-2の資料です。こちらのほうが、窪田教授よりいただいた学識経験者の意見となっています。今回、教育委員の皆様には、初めてお見せしますので、書記より読み上げをさせていただきます。

【書記】 それでは、書記2名より学識経験者からの意見について、朗読をさせていただきます。資料7-2をごらんください。

それでは、朗読をさせていただきます。

1、品川コミュニティ・スクールについて。

品川コミュニティ・スクールは、学校と保護者、地域住民とが協働して教育活動を進めることで、教育活動の充実と改善を図り、地域人材の活用及び地域の教育力を活性化することを目的としている。品川区における取り組みの特徴は、保護者や地域住民が学校運営に参画する仕組みとして、「校区教育協働委員会（以下：協働委員会）」を設置することとしていること。そして、学校地域コーディネーターや学校支援ボランティアが実際に学校支援を行う「学校支援地域本部」が、協働委員会と密接な連携をとって上記の目的を達成しようとしていることである。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定める学校運営協議会は、学校支援地域本部との連携をその役割として明示してはいないが、平成27年12月21日の中教審答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」では、実態として「学校運営協議会の機能として支援機能を位置付けている割合は約68%」とあり、地域住民や保護者等による学校の教育活動等を支援する機能は欠かせないものとなっていることが示されている。

さらに、答申は支援機能にとどまらず、「地域住民や保護者等と教職員とが協働で企画したり活動を実施したりするなど、学校と地域で連携・協働した活動が展開されるよう配慮することが必要であるとともに、子供の学びを中心に据えた協働的な活動を通じ、地域づくりに発展していく取組を推進していく視点も有効」として、「地域学校協働本部」が構想されている。品川区におけるコミュニティ・スクールの取り組みの方向性は先進的であると言える。

既に、平成26年度より品川区小中一貫教育推進委員会の地域部会では、浜川中学校区における先導的な試行に取り組んでおり、その成果を踏まえて、平成28年度には品川コミュニティ・スクール推進委員会が設置され、平成30年度における協働委員会の全区展開開始に向けた準備が進められている。

ここでは、平成28年11月に開催された品川コミュニティ・スクール推進委員会において指摘された品川コミュニティ・スクールの全区展開に向けた課題を踏まえて、本取り

組みに関する意見を記すこととする。

まず、協働委員会の取り組みでは、①校区外部評価委員会から協働委員会に変わるに当たり、新しい仕組みに対する委員の間での理解促進に意が注がれ、十分な意識づけができてきていること、②先導的な取り組みでは施設分離型の小学校と中学校であったが、連携小学校の元PTAからバランスよく委員が選ばれていること、③協働委員会と学校支援地域本部の役割等について町会への説明等理解促進の活動が進んでいることなどの成果が見られる一方で、①教員の側に制度の理解が不十分であったこと、②協働委員の任期や選出方法について、年齢層のバランスなど委員の更新を計画的に進めること、③協働委員会を構成する学校と協働委員会に委員を出していない連携校との関係などの課題が指摘されている。

校区の事情は区内だけでも多様性があるため、協働委員の選出母体一つをとっても一般的な制度設計は難しいと考えられる。校区を構成する学校からの意見を集約しつつ、地域住民の意向とのすり合わせにより、実情に見合った制度設計が求められる。

次に、学校支援地域本部については、①コーディネーターが中心となって学校支援活動が活発になってきていること、②コーディネーター同士が連携して活動してきていることなどの成果が見られる一方で、①各校でコーディネーターは1名が配置されているが、今後、多様な活動が求められたり、地域住民や保護者等と教職員とが協働で企画したり、活動を実施したりする場合に、柔軟に対応できるように複数の配置が望まれること、②これまでもコーディネーター対象の研修は取り組まれてきているが、今後、さらにニーズに対応した研修が企画される必要があることなどの課題を指摘することができる。

協働委員会をめぐる課題への対応と同様に、地域の実情に見合った方向性が模索されて制度設計が行われていくことが期待される。また、現在は実質的に1名のコーディネーターに多くを依存しているが、今後は組織的な活動が求められるようになることが予想されるため、学校に令達されている学校支援地域本部に対する予算は、今後本部長が会計を処理できるような仕組みが求められよう。

なお、校区教育協働委員会事業と学校支援地域本部事業に関する自己評価では、効率性の観点でいずれも「B」評定となっているが、制度設計段階ではさまざまな要素について慎重な検討が要される所であり、やむを得ないものと思われる。

2、義務教育学校の管理・運営について。

品川区では平成18年度から小中一貫教育が開始され、施設一体型小中一貫校もこれまで6校が設置されて実践を積み重ねてきた。平成27年6月施行の学校教育法一部改正により、「義務教育学校」が新たな校種として新設されたことを受けて、施設一体型小中一貫校6校が平成28年4月1日から「義務教育学校」として新たに位置づけられた。

品川区の小中一貫教育の取り組みでは、施設一体型小中一貫校の設置のほか、4-3-2の区分に対応した教育課程の編成(品川区小中一貫教育要領)、9年間を見通した市民科の実践等において多くの成果が上げられているが、一方で課題も指摘されている。

品川区教育委員会が実施した「義務教育学校の管理・運営に関する調査」では、施設一体型小中一貫校6校から、下記の項目について、課題、改善のために必要なこと(人事、施設・設備、予算等)の回答を得ているので、ここでは本調査結果を参照して、品川区における義務教育学校をめぐる課題と対応策について意見を記すこととする。

(1) 校長1名、副校長3名の体制について。

義務教育学校は必然的に大規模学校となる場合が多く、最大規模の品川学園では児童・生徒数が1,116名(平成28年5月1日現在)であり、6校の平均でも900名を超える。特別支援学級を含む学級数でも、平均で30学級を超えている。

品川区の義務教育学校は、校長1名、副校長3名の体制で運営されている。校種の異なる小学校と中学校それぞれの課題に対し、校長が1名で対応しなければならないため、校長の負担が大きいことが課題として挙げられる。副校長については、複数配置のため、業務の重なりや未実施の可能性があり、連携・調整が第一の課題として挙げられ、副校長の人材育成のためにジョブローテーション等を工夫することが第二の課題となっている。

校長の負担軽減と副校長間での連携や調整による学校管理業務の効率性確保のために、現在の体制を維持しつつ、①統括副校長職を新設する、②主幹教諭の副校長補佐機能の強化等により、義務教育9年間を見通した学校運営をより効率的に進められるような仕組みづくりが求められている。主幹教諭の副校長補佐機能の強化については、合わせて主幹教諭に対する授業軽減講師の配置が今後の検討課題となろう。また、義務教育学校勤務経験者を管理職に育成していく手だてが調査において指摘されており、配慮が求められている。

校長の負担軽減のための方策としては、宿泊行事の引率等に副校長が行けるようにするなど、副校長の職務について、継続的に見直す必要がある。

(2) 分掌組織・職務分担について。

義務教育学校の主任や主幹教諭の役割については、前期課程と後期課程それぞれの状況を把握して、勘案しながら分掌組織の計画を立てて進行管理することが求められていることから、業務遂行に求められる経験と能力の要求水準が高く、育成に時間を要する。

そのため、主任や主幹教諭の安定的な配置と任用期間の延長が重要である。具体的には、教務担当の主幹と生活指導担当の主幹については複数配置が、進路指導と研究を担当する主幹教諭の配置が求められる。主任教諭は最低でも主幹教諭と同数(理想的には主幹教諭の倍の数)の配置が確保されていることが必要である。任用期間については、義務教育9年間を通した継続的な指導を可能にする任用期間となることが配慮される必要がある。

また、区固有教員については、品川区では、教育改革を全国に先駆けて実施しており、市民科や小学校からの英語科等、独自の教科や内容も多い。品川教育ルネサンスでは、今まで培ってきた成果を生かしながら施策の再構築を行うとしているが、これまでの経緯を踏まえつつ、今後の教育を創造していく視点からも、区内の学校のみで異動できる区固有教員は品川区の施策全般に寄与することができる存在である。

(3) 教員配置について。

教育職員免許法第3条第4項により、「義務教育学校の教員(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭並びに栄養教諭を除く。)については、(中略)、小学校の教員の免許状及び中学校の教員の免許状を有する者でなければならない。」とされている。

ただし、同法附則20により「小学校の教諭の免許状又は中学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間、第三条第一項、第二項及び第四項の規定にかかわらず、それぞれ義務教育学校の前期課程又は後期課程の主幹教諭(養護教諭又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭、教諭又は講師となることができる。」とあり、「当分の間」(次に規定が定められるまで)は小学校、中学校のどちらかの教員免許があれば、義務

教育学校の教員となることができる。

しかし、義務教育学校としてより実効性のある学校運営を目指そうとすれば、小学校と中学校の両方の指導ができる人材の確保が第一の課題として挙げられる。そのため、まずは小学校と中学校の両免保有者の配置が求められる。ただ、東京都では、小学校と中学校との校種間の異動は行われておらず、小学校と中学校の両方の教員免許を保有していても、両方の指導経験を有する人材は皆無である。今後、任命権を有する東京都に人事異動に関する特例を要望する必要がある。

また、大規模校となっている義務教育学校における事務職員の配置数についても、増員の可能性を検討する必要がある。

(4) 教育課程の管理について（学習指導・生活指導・進路指導等）。

学校教育法第49条の5では、「義務教育学校の課程は、これを前期六年の前期課程及び後期三年の後期課程に区分する。」とされているが、平成28年3月22日の「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令等について（通知）」（27文科初第1593号）により、「義務教育学校並びに中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校の教育課程の基準の特例を定める件（平成28年文部科学省告示第55号）」が平成28年4月1日から施行され、設置者の定めるところにより教育課程を編成することができる。

品川区では、小中一貫教育課程として、4-3-2の区分を採用している。9年間の連続性を高めるとともに、3区分の区切りについての区民による理解を進める工夫が、今後、さらに求められよう。

この特例を定める件では、設置者が定める教育課程において要件となるものとして6点挙げられており、その中に「児童生徒の転出入に対する配慮等の教育上必要な配慮がなされていること。」が含まれている。品川区では、7年次に小学校から義務教育学校に転入する生徒が必ずいる学事制度になっていることもあり、この教育上必要な配慮が課題である。義務教育学校では、指導内容の入れかえや移行ができることになっているが、この制度のもとでは、教科内容の前倒しが難しくなっている。

そのほか、前述の調査では、異学年交流等、義務教育学校の特色ある教育活動のための授業時数の確保、あるいはカリキュラム開発のための人材確保が課題とされている。一貫教育の効率性を生かした授業の展開（授業時数の確保、教科を限定した前倒し学習等）について、さらなる検討が必要である。

(5) 学校行事について。

課題として第1に挙げられるのが、学校行事の精査である。同調査によれば、土曜日に実施する運動会や学習発表会、文化祭等を1から4年、5から9年の2回実施する場合、教員は両方に参加するため、負担が大きい（別途、土曜授業も実施しており、勤務の振りかえが困難）。

第2には、保護者や地域住民の理解促進である。前期課程終業、後期課程始業におけるカリキュラムの停滞をなくすことが義務教育学校のメリットだが、6年卒業と7年入学という区切りを大切にしたい思いが保護者には強くあることへの配慮から、簡素化が難しい。学校行事については、土曜授業日に振り分けることの可能性が検討されるべきであろう。

また、義務教育学校のメリットをさまざまな方法で保護者や地域住民に伝えるとともに、

6年から7年への接続期のカリキュラムについて、継続的に検討することが求められている。

なお、小中一貫教育の推進事業に関する自己評価では、効率性の観点で「C」評定となっているが、品川CSと同様に、制度設計段階ではさまざまな要素について慎重な検討が要される場所であり、効率性については現時点でやむを得ないと思われる。

3、まとめ。

言うまでもなく品川コミュニティ・スクールへ向けての取り組みと義務教育学校をめぐる取り組みは切っても切れない関係の中にある。課題も多くは共通する。

義務教育学校をめぐる取り組みの中でも取り上げたように、7年次に転入することが学校選択で可能となっているため、義務教育の一貫性と学校選択とがどう折り合いをつけていくかが最大の課題である。本年度、同時進行で進められている学事制度審議会では、ここで取り上げた取り組みに関わりの深い方々が参画する中で審議が進められている。この課題は、学校選択制の前提となっている各学校の特色ある取り組みの展開とコミュニティ・スクールとが相互に矛盾することなく、生かし合えるような仕組みの模索とすることができる。

(これまでの成果を十分に踏まえた品川教育ルネサンスが進むことを期待する。)

筑波大学人間系教授 窪田眞二。

以上です。

【庶務課長】 以上が学識経験者の意見となります。

なお、窪田教授によりご意見をいただいた事項ですが、資料7-1、ページにしますと8ページ、62番の小中一貫教育の推進、それから9ページ、70番の校区教育協働委員会、71番、学校支援地域本部事業となっています。

それでは、教育委員の皆様におかれましては、学識経験者のご意見も踏まえて、この中でご意見または学識経験者の意見の対象とはならなかった事業でもご意見、ご感想をいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

【菅谷委員長】 それでは、教育委員のほうから事務事業の点検及び評価についてご意見ということですが、何せページがいっぱいありますので、気がついたところから言っていきたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

先走りですが、1ページ目のところで私が思ったことを申し上げたいと思っておりますがよろしゅうございますか。

4のところの庶務課の所管になっています学事制度の検討ということですが、全ての教育委員会の事業評価の中で、個人的にはこれが一番重いものだなというふうに思っています。学事制度というのは、その上に乗っかって今の私たちの教育制度が全部ございますので、根本的に考えていこうという、言ってみれば青写真の中でつくっていく、ほんとうに大事な教育をこれからどうするのかということが議論されると思っております。一番大事なところだと思います。

今現在やっています学校選択制にしても、学区域の制度にしても、全てこれまでの社会の中の人たちの考えてきたことに乗っかってやっているわけですから、これからのことを考えるためにさまざまな検討をここでしていただかなければならないと私も思っています。当然、教育の関係者だけでなく、やはり区民の方、地域の方、この人たちのご意見という

のは、やはり十分に聞いてご審議していただきたいと思っています。

できること、できないこと、あると思います。だけれども、これから世の中、変わるのだと。特に人口が減少していくという事実、子どもが減っていくという事実は厳然としてあるわけです。このまま放置ということはしないにしても、これが学事制度の根本を揺るがすことになっていますので、そのことを踏まえ、やはり税金を負担していく、私たちの地域である区民の方がどのようなお考えを持って、これからどのようにしていくということは、やはり基本ではないか。そのためにやはりパブリックコメント等を聞く機会を設けながら、進めていきたいと思っています。

意見だけですけれども、よろしくお願ひしたいと思っています。

1 ページ目、ほかにございませぬか。進行上、そのようにはさせていただきますが、よろしゅうございませぬか。

それでは、2 ページ、3 ページ、見開きのところだと思ひます。何かコメント等、ご意見等ございましたらお願ひします。どちらかといへば、今まで踏襲してきた事業がほとんどではないかと思ひますが。後でまた戻っても構ひませぬが、2 ページ、3 ページ目はよろしゅうございませぬか。

それでは、4 ページ、5 ページの部分にまいりたいと思ひます。

私だけ言っしょうがないけれども、4 ページと5 ページに一つずつ言ひたいことありますので、よろしゅうございませぬか。

まず、26 のところの校庭整備（擁壁改修含む）というところですが、区内に住んでる者として、校庭というのは、単なる学校の子もたちの、第一義的には使う事業、場所であると思ひます。ただ、やはり区民が安心安全して、災害時に逃げていく場所というのはいはり校庭だと思ひます。

大きな地域の避難所はあるにしても、身近にある学校の校庭というのはいはり大事だと思ひます。擁壁の調査ということですし、改修することは入っていますから、そこが安全でなければ区民は逃げていけないわけですので、その辺の整備は絶対欠かせないなと思ひます。ご存じのように、いつ何どき、大きな災害が来るかもしれない。そういう状況の中で、区の財産として、ここの工事、非常に大事な工事です。いろいろな大きな震災を見ている、各学校の校庭を一時避難所等にして生活する場面も多いわけですので、その安全を図るということは、まず第一番。

もう1 点は、やはり地域の非常に大事な空間ですね。それが都市環境ということも考えますと、やはり人工芝生にしていくことは必然だなどいうふうには思ひます。人工芝生であれば、簡易なテントを張っただけでもそこで生活できるわけですので、そういうことを考えても非常に大事ではないか。ほこりについては特に、あまりほこりだらけになっご近所に迷惑をかけてもいけませんし、子どものけがも減るでしょうし、昔と違っやけどということはいはりないような人工芝になっきたと聞ひしていますので、その点についても進めてきていただきたい中身ではないかななどいうふうには私は思ひます。

申しわけありません、5 ページのほうでもう一つだけ言ひさせてください。いろいろなことありますが、やはりこれからの社会を考えたときに、学校のICTの推進は欠かせないことだと思ひます。タブレットを使った授業のときに、何百人ですか、相当大勢の方がおいでになりました。あまりお天気のいいときではない、寒いときでしたが、非常に多

くの方が来て、あれを使っている子どもたちの姿、私の子どものときとは全く違う環境と
言うのですか、これからの社会の中で活躍する一つの必須能力を見せつけられたなという
思いがします。全ての子どもたちにタブレットを使わせてあげたいなという気持ちもござ
いますので、ぜひ拡充して行ってほしいなと思っています。

当然、情報のモラルと言うのですか、プラスだけではなくてマイナス面もあると思いま
すが、そのほうのご指導にも生かせるかなと思っています。

私自身、4ページ、5ページ、そんなところが気になりました。

ほかにあればどうぞ。

【教育長】 今、委員長が言われたように、やはり都市部の学校ということで、昔は人
工芝に関して経費的な面ですとか、技能開発とかがまだ十分に至らなかったところがあっ
て課題も多かったのですが、そういったところが改善されてきている状況がありますので、
私どもとしてもぜひこれからの校庭整備は人工芝をメインでやっていきたいという方向性
を、区長、部局とも確認をさせていただいているところです。

ただ、一度に全部というわけにはいかないものですから、また区内には、土ではなくて
既に土以外の形で校庭整備をしているところ、例えば、浜川小ですとか鮫浜小に見られる
ような、ウォークトップと言うのでしょうか、雨天でもすぐ水をはいて使えるようなとこ
ろもありますので、総合的に捉えながら実施していくことが必要だと思います。

I C T化については、やはりこれも、一気に全部をやってしまいたいところですがけれど
も、いろいろ工事ですとか、特に機器についてはほとんどがリースになっていて、買い取
りではないものですから、そのタイミングなどがあって、そういったことを見ていきなが
ら整えていきたいと思います。

もう一つ、こういった最新の機器というのは、整備して決めて検討委員会をやって実際
に工事が終わって入ったときには、もう1年ぐらいたって、最新のものを入れている
のにもかかわらず最新ではないという状況がジレンマのようにあります。そんなことも踏
まえながら、ただやはりグローバルなこれからの社会を生きる子どもたちにとっては、こ
ういったものはもう不可欠と考えていますので、語学の習得もそうですけれども、品川区
の大きなカラーとしてぜひ力を入れていきたいと思っています。

【菅谷委員長】 進歩が激し過ぎるというか。

【教育長】 もうついていけないです。

【菅谷委員長】 なかなかもう誰もついていけなくなってきていますね。こちらも頑張
らないといけませんね。

4ページ目、5ページ、見開きのところで、ほかにございませんか。

では、6ページ、7ページ、指導課も入っていますけれども、学務課のところがこのよ
うに決まりました。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。また後で戻っていただ
いても結構です。よろしいですか。

それでは、8ページ、9ページのところはいかがでしょうか。

また私から申し上げたいのですが、よろしゅうございますか。1つだけ言わせてくださ
い。

62のところの指導課の小中一貫教育の推進のところですか。多分、これからネーミング
の中では、小中一貫教育2という形が事実上あるのではないかと思っています。スタート

して10年たった。あとは、新しい教育ということで教育ルネッサンスとネーミングを変えながらやってきたので、小中一貫教育も随分様変わりしています。特に一番大きいのは、国による学習指導要領の改定です。今、国を見ていますと、いわゆる教員の免許状の問題、それから教員養成の問題、これは小中高の学習指導要領の改訂と、ほんとうは全部、これは一括したものでしたが、若干遅れているものもございます。例えば教員免許状についてはちょっと遅れています。

だけれども、大きな教育の変換点にある中で、私どもは、小中一貫教育が新たなスタートをしていくときに、やはり国の学習指導要領に準じた形で物を考えなければいけない。その基本則が、いわゆる学習指導要領が教える教材を並べるものではない、目に見えない資質能力の部分、この辺を重視しながらつくられていくということに対応した形で、小中一貫教育の基本則である品川版の教育要領を改訂していかなければいけないという大きな作業が入ると思います。

当然、これまで10年間やってきたことの上に、基盤に乗った形で、新しい教育の視点で小中一貫教育を、もう一度、見直していく、まさにルネッサンスではないかと思っていますので、品川の教育の特色である小中一貫教育、よりよいものに変えていくための拡充というのは一生懸命お願いしたいと思っています。

当然、現場の先生方も含めながら、教育委員会サイドだけではなくて、現場とともに一生懸命やっていくのではないかというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかにいかがでしょう。8ページ、9ページ、よろしゅうございますか。

【海沼委員】 1つ、よろしいですか。71番の学校支援地域本部事業についてですが、先ほど学識経験者の先生からもコミュニティ・スクールのお話がございましたが、やはり保護者及び地域住民等の学校運営の参画ということで、皆さん、地域の方々からの教育力の活性化を図っていただきたいと思います。

やはり30年度に全校にですね。

【教育長】 30年度で全部に行きわたる予定です。

【海沼委員】 また違った活動になると思いますが、どこまでやはり地域の方々为学校に入っていくてもいいのかということところがちょっと問題なのかなというのも考えているところです。でも、とてもいいことだと思いますので、よろしくお願ひします。

【教育長】 この辺がなかなか難しいところで、イメージとしてはわかっていたり、そしてまた文言としては読んでいたりしても、実際に動いてみると状況が違っていたり、またA校ではそれがうまくいったのがB校ではうまくいかなかったりということがあります。私も全ての校区教育協働委員会にお邪魔しまして、今、海沼委員から言われたような内容については、その都度、お話ししているつもりですけれども、実際にその場の会議の中でも意見がぶつかったりするようなケースもあって、やはりそういうことをやっていきながら、つくっていくしか仕方がないかなと考えます。

学校のほうには、焦らず、慌てず、諦めず、3つの「あ」でやっていきたいと思いますという話はしているのですが、最終的には子どものことを地域と学校と、もちろん保護者の方と、ともに考えていくための仕組みですので、いろいろなハードルはあろうかと思いますが、まずは体制を整え、それをやりながら内容、質を充実させていければなと考えています。

またいろいろなところで地域の方からのご意見などが委員の皆さんの耳に入るのではないかと思いますので、そういったところを私どもにもご指導いただけるとありがたいなと思っています。

【菅谷委員長】 このところは窪田先生も大分気になさっていると思いますが、やはりコミュニティ・スクールは、どうしても最初、支援的要素が強いです。コーディネーターにしても、学校で「何か助けてください」という言い方でご支援のほうをお願いするのだけれども、最終的にはやはり地域との協働だと思います。その中で、地域のいろいろな方たちの声の吸い上げ方と言うのですか、その辺のところには課題があると書いていただいた。まさにそこだと思います。

全ての方の意見を聞いて、同じようにはいかないかもしれないけれども、聞くことを聞いてあげて、その中で何が一番大事か、そのところを取捨選択をしていかないと、コミュニティ・スクールの結果というのですか、ただ支援だと難しいなど。それはやはり協働して、地域で一緒になってやっていく、そういうことが大事かなと思っています。

ただ、このことも、先ほどの学事制度とひっかかってくるのです。やっていながら、どうしても吸い上げられない。それは制度上の大きな問題があるからできないのかもしれないかもしれません。その点について、連携しながらやっていくしかないかなと思っています。

始めたばかりのコミュニティ・スクールなど、教育のものの本質が変わってきているのです。今まではお役所が言うなりの教育しかできなかったことが、地域の方たちの物の考え方をに入れていける、大きな変換点ではないかなという感じがするのです。大事に育てていきたいなという感じが、今一番しますね。

【海沼委員】 やはり地域性ということですね。

【菅谷委員長】 一番しますね。

【教育長】 これまでにも、特に品川の地域というのは、学校がこういうことをやりたい、ああいうことをやりたいと言うと、全面的に協力してくれるなど、絶大なる支援体制があるのですが、どちらかと言うと、要請を受けてから動き出すところがありました。これからの時代は、それを待っていたのでは、学校も課題が多くて対応できない状況になりますので、ともにかかわっていただく中で、「これは地域が助けられますよ」「これは大変だけれども、先生たち、頑張ってくださいよ」というようなやりとりの中で学校の体制をつくっていく必要があるのだと思いました。

ただ、形が見えないものですから、実際にどこで何をやっているのかというのは、入って動いていただけるとわかるのですが、なかなか見えないので、教員もそうですし、保護者の方も、うちはコミュニティ・スクールになったけれども、何をやって、PTAとどう違うのかしらという、そこから理解し合ってやっていかなければならない部分があります。これはもう一つ一つ固めていくしかないと思っています。

【菅谷委員長】 それでは、先へ参ります。10ページ、11ページ、指導課と教育総合支援センターのところですが、いかがでしょうか。

【富尾委員】 86番のいじめ防止対策の件ですけれども、平成28年4月には品川区いじめ防止対策推進条例が施行されていまして、いじめの未然防止、早期発見、早期解決を図るために取り組みが明らかになってきているような状況であると思います。

一方で、いじめは依然として社会問題となっていまして、いじめ防止に関しては、今後

も引き続きいろいろな教職員、保護者、地域の方々、教育委員会などももちろんですけれども、連携して、意識を高めて、引き続き取り組みをしていき、問題の未然防止に努めていく必要があるなというふうに思います。

【教育長】 これも、いじめ対策自体をやればいじめが完全にゼロになるかというとなかなかそうもいかず、モグラたたきの要素があるのですが、とにかく、今おっしゃられたように、できる限りのことはやっていきたいとします。教育委員会もそうですけれども、各学校でもさまざまな方々との連携の中で取り組みは進めているところですが、またこの3学期には、子どもたちが相互に話し合う児童生徒会懇談会というのが2月の初めに計画されていて、大人も子どもも総がかりで取り組んでいこうという方向性だけはしっかり持っていきたいと考えます。

数的にゼロになっていくというのはなかなか難しいところですが、目標はあくまでもそこに掲げていきたいなと思っています。

【菅谷委員長】 いじめをしてはいけないという子どもの心の中が、やはり一番大きな問題だと思います。昨年、2学期かな、10月ごろですか、学校を挙げていじめ防止のためのバッジをつくって。

【教育長】 つくりましたね。

【菅谷委員長】 そのバッジを、自分たちの課題、子どもたちが考えたバッジ、いじめ防止のためのバッジをデザインして、それを学校に着けてくる日を決めてやりましょうと。

子どもの中からそういうのが出てくるのは、上から言われて、先生に言われてではなくて、自分たちからそれが出てくるとなると、やはりきまりを守るですか、いじめをしてはいけないのだという意識というのは、やはり必要と思うのです。そこが出てこない限り、そのいじめはなくなる部分がありますから、子どもの心、それからいじめを周りが認めない、させないという意識、それはやはりつくっていくことが一番大事です。

具体的なことを行動させないことには、できないと思うのです。みんなで頑張るためには、継続になっていますけれども、強気に継続すると、いろいろなアイデアを出していかなければいけないなど。大人のアイディアだけではなくて、子どものアイディアとか、それがいいかなという感じがします。

10ページ、11ページ、よろしゅうございますか。

それでは、12ページ、13ページに参りたいと思います。総合支援センター、全部です。

【富尾委員】 103番の体力向上の推進に関してですけれども、テクニカルアドバイザーが配置されているモデル校においては、体力測定値でもよい結果が得られている、効果が得られているということですので、テクニカルアドバイザーについては、そういったモデル校での実施を踏まえて、さらに今後、全校にも展開して、効果的に実践していただければと思います。

また、運動が苦手な子とか好きでない子ということに対しても、可能性を広げて、体を動かすこと、体力向上することが大切なのだということも推進していったらいいのではないかなというふうにも思いますし、また今後、オリンピックやパラリンピックに関連して、そういったことを普及させていく必要があるかなというふうに思いました。

【教育長】 また、私どもで学校訪問とかをする折にも、ぜひTAの入っている体育や

保健体育の授業を、一度、見せていただくといいのかもしれませんが。もう3学期は学校訪問はないですか。

【庶務課長】 1回あります。

【教育長】 そんなときにぜひ体育と保健体育の授業を見て、TAの入っているところを、TAというのはテクニカルアドバイザーですけれども、見ていただきたいですね。

とりあえず、ただ、毎時間、入るというわけにはいきませんので、ある程度、学年を絞るのですとか、単元を絞っていく必要があると思います。中学校のほうは、今、先生が言われたように、運動の二極化が激しいので、運動技能に関係なく誰でも楽しめるということで、ダンスの授業に専門家を招聘してまずはやろうと考えました。今、EXILEとかがはやっていて、結構、男子にもヒップホップのようなダンスが身近になりました。昔の表現とかの授業では、皆、恥ずかしがってやらなかったという雰囲気が大分変わってきてはいるので、そんなきっかけづくりも含めて取り入れている状況で、できるだけ早く全校に広げたいと思います。

【菅谷委員長】 昨年、発表した大原小の器械体操というか、跳び箱のところのあれが入っていましたね。

【教育長】 TAが。

【菅谷委員長】 非常にてきぱきと、技能的にというか、危なげないというのを一番感じました。

【教育長】 そうですね。特に機械系の運動とか陸上というのは、個人技能の要素が非常に強い運動で、嫌いという子が結構増える要素があるので、そういったところにもTAが、正確な運動、安全で正しい行い方などをしっかりとプレゼンしてくれるということでは効果を上げてくれるのではないかと思います。

【菅谷委員長】 体力測定の結果とびったり合うようになると一番うれしいですね。

【教育長】 体力データは結構上がってきますよね。

【菅谷委員長】 すぐそう出るものではないと思いますけれども。小学校のときからちゃんとやっておけば、中学のスポーツをしない子たちがスポーツ好きになってくれればなという感じがします。

【教育長】 まずは好きにならないといけないなと思います。

【菅谷委員長】 12ページ、13ページ、よろしゅうございますか。

それでは、14、15ページのほうに参りたいと思います。これは質問でもいいですか。

【教育長】 どうぞ。

【菅谷委員長】 113番のところで教科書採択という事業、これは法に基づいてやっているから当たり前だと思いますが、来年は道徳と特支かな。ですよね。

【教育長】 そうですね。

【教育総合支援センター長】 来年度、平成29年度は道徳の教科書採択になります。

【菅谷委員長】 わかりました。

【富尾委員】 111番の特別支援学級の運営についてですけれども、障害者差別解消法が施行されて、合理的配慮を踏まえた特別支援教育の重要性と期待が、年々、高まっています。ニーズも非常に高まっているのではないかと思います。各学校では、特別支援コーディネーターを中心として、支援の必要な児童や生徒への丁寧な対応に努めているとい

うことですが、今年度から特別支援教室が全小学校、義務教育学校に設置されて、状況がいろいろ変化していると思います。また、巡回相談員の方々などの連携を図りながら新たな取り組みが始まっているところですので、特別支援教育が変化に当たっているわけですが、スムーズに移行して、子どもたちへの支援が引き続き丁寧になされるように、適切であるように、支援を高めていくようお願いしたいと思います。

【菅谷委員長】 14、15ページ、よろしゅうございますか。

【教育長】 今の件では、実際に小学校の特別支援教室が全校で行われることにともなって、専門員でよかったでしたっけ、各学校に。

【教育総合支援センター長】 特別支援教室専門員です。

【教育長】 専門員というスタッフが、1人プラスアルファで各小学校に全部入っているのです。これが、巡回している先生たちが来るときに、取り出して指導する子どもたちのための教材の準備ですとか、担任等の連携ですとか、いろいろなフォローをやってくれるということでもいいですね。そういう存在になっていまして、そうでなくても、学校にとりましてはそういった特別支援に専門にかかわれるスタッフが1人増えたということでも大変力強い。かなりいい感じで動いていて、ニーズも、先生、おっしゃるように、それで非常に増えている状況があります。

今後は、中学校へこれをまた広げていかなければならないということで、課題でもありますが、具体的に、今、小学校のほうでは非常に成果を上げている取り組みでもあるという状況です。

【菅谷委員長】 週に何回か通級で行くときに、やはり交通のことを考えたときに、大人が動いたほうがいいに決まっていますよね。

【教育長】 今とってみればそういう発想が。

【菅谷委員長】 特別支援のための指導する場所の教室を確保しながら、そこを運営していくことが大きな課題だったと思います。昨年、28年度、いろいろな学校を見て回ったときに、その教室を見てまいりましたけれども、非常によく整備されているし、使い心地もいいなど。無駄な空きではなくて、そういうふうに使える部分も非常によく整備されているなという感じがしました。

あとは、質の問題をどういうふうにするか。教える人がきちんと教えないといけないかなと思います。今後とも拡充して、拡充にはなっていないけれども、広げていきたいなという気もします。

14、15は、よろしゅうございますか。

それでは、16ページのほうに参ります。図書館です。

【海沼委員】 125番のところですが、地区で9館の指定管理者を導入しているということですが、中央館である品川図書館の業務委託拡大ということで、本年度で2年目となるということで、各種施設、学校、商店街などと連携した事業も実施されて、地域に根差した図書館として各館の特色も出てきているということですので、引き続きさらなるサービスもしていただきたい、また充実を図っていただきたいなと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

【教育長】 これは前にもお話したかもしれませんが、やはり事業を委託することによって、地域の図書館としての特色に合った取り組みをいろいろ企画してくれているとい

うところは、今年度、特に顕著な感じがします。南大井のほうでは、しながわ水族館に合わせる形で、ある一定の時期、図書館内がアクアリウムのようになっていました。上のほうには魚がぶら下がっていて、魚に関する内容に加えて、海洋に関する内容ですとか、館内丸ごと水族館フェアとする取り組みでした。なかなかこれまでの既定の考え方ではできなかったことが実現したりしている状況が見られていると思いました。

【海沼委員】 今、本離れと言われていていますから、余計にそういういろいろな事業で本に興味を持って、やはり図書館に通っていただきたいなというのがあります。

【教育長】 続けてもう1ついいですか。この中では、図書館フェアに入るのかな、福袋が結構、今、テレビとか、いろいろな部分で話題になっていますね。これは121番の事業になりますか。

【品川図書館長】 どちらかというとなら125ですかね。

【教育長】 やはり125のほうになるでしょうかね。福袋は結構人気で、テレビの報道なども大きなPRになったのではないかと考えています。

【菅谷委員長】 図書館というのは、小さなころからよく行くと、継続して使うようになると思います。地域に密着しないことにはどうしようもないという感じがしますよね。

【教育長】 ああいう発想とか配慮はいいですね。

【海沼委員】 特に障害者の方たちにもいろいろな配慮がされているので、とてもいいなと思いました。

【菅谷委員長】 一応、全て見てきましたけれども、何か言い残したこと、また足らなかったこと、つけ足すことがあれば、どうぞお話しください。次回、もう決定することではありますか。

【庶務課長】 今、出た意見を踏まえて、次回、事務事業評価をこの教育委員会の場で確定をしたいと思っています。

【菅谷委員長】 それでは、今日の資料は、もしあれだったら持ち帰って、一生懸命、読んできてもいいということですね。ありがとうございます。そういうことで、よろしゅうございますか。

それでは、教育委員会事務事業の点検及び評価について、よろしゅうございますか。

それでは、本件は了承をしました。

次に、日程第3、報告事項1、平成29年度新入学者の学校選択希望理由調査結果について、説明をお願いします。

【学務課長】 それでは、平成29年度新入学生の学校選択希望理由の調査結果について、ご報告をします。資料はナンバー8になります。ナンバー8をごらんください。

まず、この調査の目的ですけれども、学校選択を利用した保護者に対して、当該学校を希望した理由を知ること、その傾向をつかみ、今後の学校運営に生かすということです。調査対象は平成29年度に新入学をする児童・生徒のうち、学校選択の希望申請をされた保護者になります。実施方法ですが、学校選択希望申請書にアンケート用紙を同封して、希望申請提出のときに一緒に提出をお願いしているものです。

4ページに実際のアンケート用紙を添付していますので、ごらんいただければと思います。例年どおり、できるだけ保護者の負担とならないよう、あらかじめ希望選択を列記して、当該の欄を塗り潰していただくマークシート方式にて実施しています。希望理由につ

いては、全15項目あります。それぞれ複数回答を可としているところです。

恐れ入りますけれども、1ページ目にお戻りください。次に配布数と回収数です。新入学予定の児童・生徒総数4,6086名のうち、小学校、中学校、義務教育学校あわせて1,321名の方から希望申請を受け付けました。そのうち、87.1%、1,150名の方からアンケートの回答をいただいたところです。

2ページ目をごらんください。上段は小学校・義務教育学校の前期課程です。回答者数は624名で、選択理由の合計は全部で1,804件となっています。平均しますと、1人当たり3項目にチェックをしたということです。

選択理由の第1位は「学校の教育活動に魅力がある」が314件、約半数の方が選択をしています。第2位は「学校が近く通学しやすい」で約4割の方が選択、第3位は「兄弟が在籍または親の出身校」で約36%の方が選択をしています。第4位以下については、この表のとおりです。

次に、下段、中学校・義務教育学校の後期課程です。回答者数は526名で、選択理由の合計は1,371件となっています。平均すると1人2.6項目にチェックをしたという形になっています。

選択理由の第1位は「友人関係」で253件、約半数の方が選択をしています。第2位から第4位は「学校が近く通学しやすい」「クラブ活動」、そして「学校の教育活動に魅力がある」ということで、いずれの項目も38から35%となっています。第5位以降は表のとおりです。

学校選択に当たっては、保護者の方は、友人関係は学校の特色など、さまざまな観点から判断して選んでいるというように捉えています。中でも「小中とも近くて通学しやすい」という項目を重視されているという傾向がありますので、学校選択といっても、区域外の学校を選択する場合であっても、近隣の学校を選んでいることが伺えると捉えています。

次に3ページをごらんください。この資料は各項目の総数から当該項目の割合を円グラフで示したものです。昨年はこの表でお示しをしているものです。この表によると、「小学校・義務教育学校前期の教育活動に魅力がある」ということでは、約半数ということが全体で出ていますけれども、全体の総数からすると、17.4%という形でこの表には出てくるということです。それ以降、「学校が近くて通学しやすい」14%と、以降ありますけれども、これは大体昨年と、順位は若干の変動はありますが、ほぼ同じ傾向にあります。

下の表が中学校のほうの希望になります。中学校のほうは「友人関係」が1番です。こちらも、総数から見ると約半数ですけれども、全体の割合からすると18.5%となっています。中学校のほうも昨年同様、「友人関係による希望」が第1位でした。こちらのほうも若干順位変動がありますけれども、おおむね割合でいうと昨年同様の結果となっています。

小学校のほうは、上位3つの項目で約4割を超える割合となっています。中学校のほうは、この上位、大体、均衡している第4位まであわせると、全体で61%ぐらいの割合になっています。

それから、少数の回答部分ですが、例えば新1年生の上のほうの表ですけれども、「幼稚園、保育園との交流活動」というもの、それから7年生のほうでは「小学校との交流活動」、こうした登録なども5%台を維持し続けているところで、この間の学校の努力が、一応、この結果にも反映していると捉えているところです。

私からの説明は以上です。

【菅谷委員長】 ご質問等はございませんか。

1つ質問していただけますか。中学のところで一番多い友人関係、多分、これ、毎年、多いのではないかと思います。過去の状態で、毎年、これが一番上位に挙がっていましたか。

【学務課長】 昨年も17.2%ということで第1位で、その前の年は、パーセントはちよっとあれですけども、第1位となっています。

【菅谷委員長】 第1位ですか。

【学務課長】 中学校のほうは「友人関係」が第1位ということです。

【菅谷委員長】 わかりました。

ちょうど先週、私、大学の授業で教育課程論というものをやっていました。学校選択制についてちょっと話をして、学生のほうに、再度、聞いたところ、「私のいるところではそういうのはなかった」「あれば行った」「友人関係が一番苦しかった」という人が多かったです。だから、そういうことを考えても、これがあるとないでは違いがいっぱいあるという感じはします。

だからといって、現実に子どもたちが友人関係の悩みの部分、よいほうに行けばそれはいつでもいいのですが、マイナスのほうがあると、そこはやはり救ってあげる一つになっている要素もあるかなど。そこまで細かくデータはとっていないけれども、そういうところもあるかなという感じはして、いつもここは気になるところなのです。いつもこれは上位に挙がっているということは、やはりそのことを気になさって学校を選んでいらっしゃるかなという感じはします。

すみません、私的なことで。

ほかにご質疑はございませんか。よろしゅうございますか。

それでは、平成29年度新入学生の学校選択希望理由調査結果について、よろしいですか。

では、本件は了承します。

次に、日程第3、報告事項4、平成29年度品川区立学校における土曜日の授業の実施について、説明をお願いします。

【教育総合支援センター長】 それでは、私から29年度の品川区立学校における土曜日授業の実施について、報告をします。資料番号は11番になりますので、ごらんください。

次年度の平成29年度の年間行事予定として、土曜を授業日としてこのような14日間を指定をしました。1、基本的な考え方下の枠をごらんください。4月15日がスタート、そして30年度の3月3日、計14日間を指定しています。この土曜授業日の指定に当たりましては、事前に校長会とも十分調整を行いながら決定をしたものです。

昨年度と同様に、地域の祭礼との関係や運動会または学芸会など、学校行事等において、指定以外で実施した場合、指定した土曜日は授業を実施しないこととしています。これについては、さまざま学校のほうに事情がございますので、個別に確認をしながら調整をしている現状があります。

次に真ん中あたりの星印をごらんください。毎月の第一、第三土曜日に当たる日で、4月からの暦の並び方や状況、また祝日や連休、各学期末などの関係において、1、3土曜

日ではあるのですが、授業日に指定していない日をこの下のほうに、6日間ありますけれども、記載をしています。

次に、2つ目の星印ですが、これは来年度からになります、新たに飛び石となる場合については、その真ん中に当たる土曜日は指定しないこととしました。例えば29年度でいくと11月4日が当たります。11月3日金曜日は文化の日でお休みになって、このままていくと土曜日、学校があつて、また日曜日となるので、これについては連休とするように変更をしました。

2番目、土曜日に実施する教育活動についてです。ここに書かれているとおりでございますが、現在、学校週5日制については、この2で示しているとおりで、区としても、学校と家庭、また地域との連携を目的としていることには変わりはありません。そのことを踏まえ、土曜日に実施する教育活動については、各学校に対し、学校行事や保護者や地域とのかかわりの充実など、あくまでも開かれた学校づくりという視点において、効果的であるものをぜひ実施してほしいと伝えているところです。

本年度もこの土曜日、各学校においては学校公開日を基本として、保護者や地域の授業参観や、また学校説明会といったさまざまな学校行事等を通して、保護者、また地域の方々に参加したいろいろな取り組みを進めていただいているところです。

これで報告を終わります。

【菅谷委員長】 ご質疑はございますか。よろしゅうございますか。

それでは、平成29年度品川区立学校における土曜日の授業の実施について、よろしいでしょうか。

では、本件は了承します。

次に、日程第4、その他、平成29年2月の行事予定について、説明をお願いします。

【庶務課長】 それでは、私から平成29年2月の行事予定について、ご説明します。資料番号12番をごらんください。

2月の予定ですが、2月14日1時から学校訪問がございまして、富士見台中学校に菅谷委員、鈴木委員、八潮学園のほうには富尾委員、海沼委員、教育長をお願いします。

2月14日、教育委員会ですが、学校訪問がございまして、時間を14時から15時へと変更をさせていただきます。

下に行きまして、28日火曜日14時から定例会がございまして、こちら、文教委員会と重なるため、2月7日14時からへと日程を変更したいと考えています。

続きまして、2月22日水曜日から2月24日金曜日まで、初日は午後から、2日目、3日目は10時からということで、第1回区議会定例会がございまして、委員長、教育長のご出席をお願いします。

私からの説明は以上です。

【菅谷委員長】 内容はよろしいでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、平成29年2月の行事予定について、よろしいでしょうか。

では、了承します。

その他、案件はございますか。

【庶務課長】 特にございません。

【菅谷委員長】 それでは、先ほど決定したとおりで、非公開の会議を開きますので、傍

聴の方のご退席をお願いします。

(傍聴者退席)